

議案第42号

東郷町税条例の一部改正について

東郷町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年8月30日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町税条例の一部を改正する条例

東郷町税条例（昭和38年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第35条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2中第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第26条第2項及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (2) 附則第10条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の東郷町税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 個人の町民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定に係る扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ること。（第26条及び附則第5条関係）
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における個人の町民税の医療費控除の特例の適用期限を5年延長すること。（附則第6条関係）
- (3) 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定事業者が設置する一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を3分の1とすること。（附則第10条の2関係）
- (4) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和4年1月1日から施行すること。ただし、次に掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行すること。
 - ア 2(1)の規定 令和6年1月1日
 - イ 2(3)の規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
- (2) 2(1)の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用すること。